

奈良県警察官採用募集
パンフレット・ポスター等デザイン制作委託
公募型プロポーザル実施要領

第1 制作目的

見る者に強いインパクトを与えるパンフレット・ポスター及びチラシを作成、掲示することで、広く一般に警察官という職業に興味や関心を抱かせると同時に、採用募集時期や募集内容を周知し、より多くの警察官を志す優秀な人材の確保を目的とします。

制作については、「令和9年度奈良県警察官採用募集パンフレット・ポスター等デザイン制作仕様書」に沿ったものとしてください。

第2 委託業務の概要

1 事業名

奈良県警察官採用募集パンフレット・ポスター等デザイン制作

2 委託期間

契約締結日（10月上旬予定）から令和8年12月11日まで

3 制作委託費

1,327,150円以内

第3 審査会の設置

提出された提案書の内容を評価するため、「奈良県警察本部請負業者等選定審査会（以下「審査会」いう。）を設置します。

第4 審査会における評価項目及び評価基準

別添「審査基準」のとおり

第5 応募手続

1 事前参加申込み

応募を希望する場合は、事前に必ず参加申込書（別記様式）を持参、郵送、FAXにて提出又はメール送信してください。

参加申込書の提出期間は8月17日（月）から9月7日（月）（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）までです。

2 デザイン作品の提出

(1) 提出物件

(ア) 企画提案書（デザイン作品、企画書、プレゼン用説明書）

(イ) 見積書（総額のみではなく、別添記載例を参考に必要となる経費を項目毎に具体的に記載してください。）

(ウ) 奈良県物品購入時の契約に係る「入札参加資格審査結果通知書」の写し

(2) 提出部数

企画提案書及び見積書について、1デザイン作品毎に1部作成し、提出してください。

(3) 提出物件受付期間

令和8年8月17日（月）から9月7日（月）（日曜日、土曜日及び休日を除く）の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）までに必ず持参してください。

その際簡単なプレゼンテーションを行っていただきます。

(4) 提出先

〒630-8578 奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部警務課採用係

電話（代表）0742-23-0110 内線2624

3 注意事項等

- (1) 応募は、パンフレット、ポスター及びチラシのデザイン毎に1者2作品までとします。
- (2) 企画提案書等の作成及び応募に要する一切の経費は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (4) 提出された企画提案書等について奈良県警察本部から質問があった場合に、これに答えなければなりません。
- (5) 応募者は、制作した作品が商標権及び著作権を侵害することのないよう確認してください。
- (6) 本件の応募及び納入物に関する第三者とのトラブル等は応募者及び受託者の責任において対処するものとします。
- (7) 次の場合は失格とします。また、これにより奈良県警察が損害を被った場合は賠償を請求することがあります。
 - (ア) 制作委託費を超える見積書を提出された場合
 - (イ) 提出物件等に虚偽又は不正があった場合
- (8) デザインコンペの参加者が1者以下であるときは募集期間を延長することがあります。また、所定の審査の結果、審査基準を満たす提案がない場合は業務を中止することがあります。
- (9) 選定された受託者が、契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、選定された受託者と契約を締結しないものとします。
- (10) 契約締結後、契約の相手方が下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

(要件)

- ア 役員等が暴力団員であるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の

購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 下請契約等に当たり、上記アからオまでのいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(11) 別紙、奈良県公契約条例に関する遵守事項を遵守しなければなりません。

第6 応募資格

個人又は法人で、次に掲げる1から4の全てに該当する場合に応募することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 奈良県物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 3 奈良県物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で名簿に営業種目「Q 役務の提供 2 電算業務、3 映画制作又は5 公告・イベント業務」で登録していること。
- 4 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていないこと。

第7 選考方法

1 審査方法

(1) 1次審査

提出されたデザイン作品、企画書、プレゼン用説明書を基に職員による投票を行い、優秀作品3作品を決定します。

(2) 2次審査

優秀作品3作品を審査会に諮り、企画提案書及び見積書について審査基準に基づき採点を行い、採用する企画提案書及び受託者を決定します。

2 結果通知

1次審査の結果については9月中旬頃に電話にて連絡します。

2次審査の結果については9月下旬以降に文書にて通知します。

第8 質疑等

1 質疑方法

電話、郵送又はFAXで第5に記載の提出先まで問い合わせてください。

2 受付期間

令和8年7月6日（月）から9月7日（月）まで（日曜日、土曜日及び休

日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

3 回答方法

質疑者に対し電話、FAX等にて回答します。

第9 契約について

- 1 選定された企画提案書の制作者と契約締結の協議を行います。ただし、奈良県警察本部との間において具体的業務内容、契約金額等について合意に達した場合に契約するものとし、合意に達しなかった場合は次順位の企画提案書の制作者と交渉に入る場合があります。
- 2 契約金額は当初の見積額とし、交渉により一部の企画、デザインを変更することとなった場合においても契約金額は変更しません。
- 3 契約の相手方となった場合は速やかに業務に着手しなければなりません。
- 4 契約に関する事項又は損害賠償については奈良県契約規則に基づくものとします。
- 5 企画提案書、提出書類等に虚偽又は不正がある場合はこれらの提出物を無効とし契約を締結しない又は契約を解除することがあります。契約を解除した場合は損害賠償義務が生じることとなります。
- 6 次の事項のいずれかに該当する場合は、奈良県暴力団排除条例に基づき契約を締結しない、または契約を解除することがあります。契約を解除した場合は損害賠償義務が生じることとなります。
 - (1) 役員等が暴力団員であるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - (3) 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - (7) 下請契約等に当たり、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - (8) 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

7 奈良県警察本部長は、1から6により特定した相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約を行います。

8 奈良県公契約条例に関する遵守事項を遵守しなければなりません。

9 契約についての問い合わせ先

奈良県警察本部会計課県費係

電話（代表）0742-23-0110 内線2238

第10 その他

1 選定結果についての異議申立は受けません。

2 必要に応じ過去のパンフレット、ポスターの閲覧は可能です。